

不燃化に向けた事業の推進について

1 不燃化の状況

北砂三・四・五丁目（不燃化特区）を除いた、不燃領域率が 70 %未満の町丁目（以下、不燃化推進地区）の数は、平成 23 年度時点の 14 町丁目から減少し、令和 3 年度時点で 7 町丁目（北砂六・七丁目、東砂四・五丁目、亀戸三・五丁目、大島七丁目）となっている。

不燃化推進地区（町丁目数）			
平成 23 年度	平成 28 年度	令和元年度	令和 3 年度
14	9	8	7

不燃領域率*（％）			
No	町丁目	平成 23 年度	令和 3 年度
1	北砂六丁目	60.5	65.3
2	北砂七丁目	62.2	65.0
3	東砂四丁目	64.9	68.8
4	東砂五丁目	61.6	65.2
5	亀戸三丁目	63.2	67.6
6	亀戸五丁目	62.4	69.0
7	大島七丁目	61.0	67.9

*不燃領域率とは、建築物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出される市街地の「燃えにくさ」を表す指標

2 事業の推進

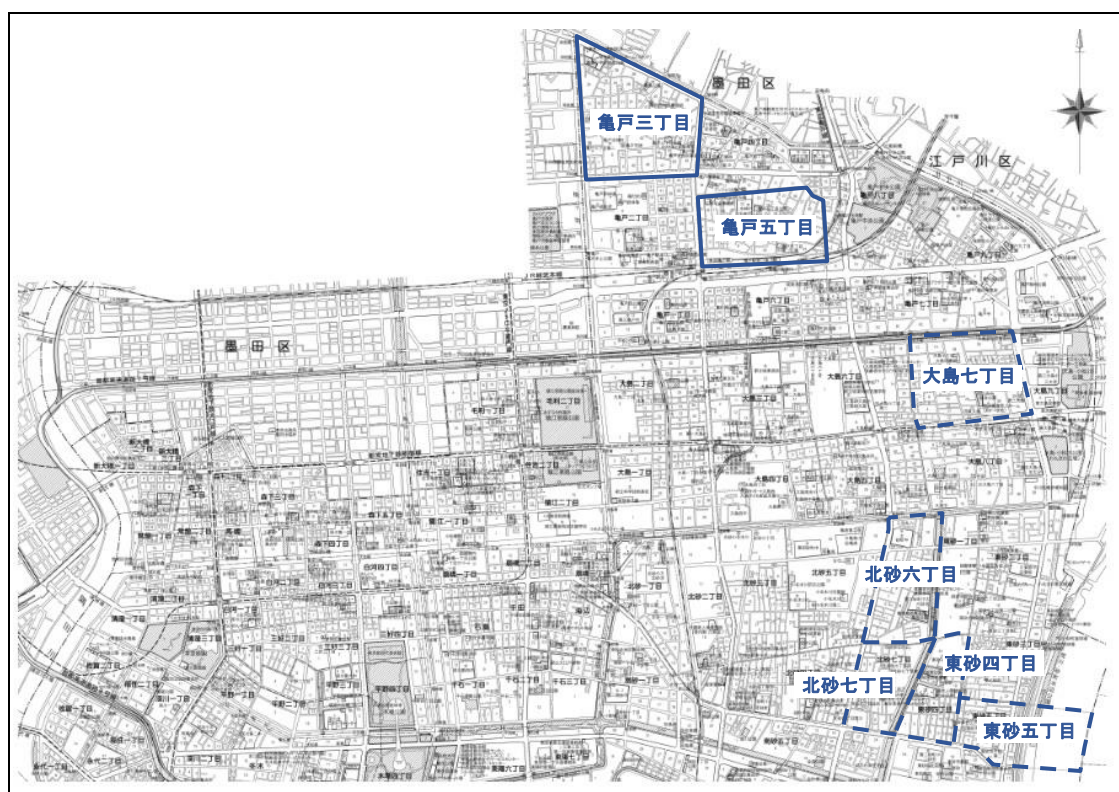
不燃化推進地区における老朽建築物の不燃化建替え等を促進するため、引き続き、地域住民に向けて講演会を開催するとともに「まちづくりニュース」を配布し、不燃化まちづくりの意識啓発を図る。

講演会	相続・遺言・後見や借地での不燃化建替え等について講演
まちづくりニュース	不燃化推進の取組状況などをまとめたお知らせを戸別配布

3 今後の予定

令和7年度は亀戸地域（亀戸三丁目、五丁目）を主に対象とした講演会を開催し、まちづくりニュースを配布する。

令和7年度	令和7年12月 不燃化に関する講演会を開催【亀戸地域】
	令和8年 3月 上記の地域内に、まちづくりニュースを配布



図：事業の実施地区

は令和7年度実施